様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　拓真会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　滋賀県守山市梅田町15番７号

(3) 設立認可年月日　　平成11年１月25日

(4) 設立登記年月日　　平成11年２月１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	塚本　哲也	医師
理　事	塚本　博子	
同	塚本　昭雄	
同	塚本　拓也	
同	塚本　真也	
監　事	西塚　進	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人拓真会 つかもと耳鼻咽喉科	２５１０７０ １２９１	滋賀県守山市梅田町15番７号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月30日　　令和６年度決算及び理事報酬の決定

様式２

法人名　　医療法人　拓真会
所在地　　滋賀県守山市梅田町15番7号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和8年7月31日現在）

１．資　産　額		168,244 千円
２．負　債　額		36,944 千円
３．純　資　産　額		131,300 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		31,053
Ｂ　固　定　資　産		137,191
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	168,244
Ｄ　負　債　合　計		36,944
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	131,300

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－４　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　　医療法人　拓真会
所在地　　滋賀県守山市梅田町15番7号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和8年7月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	31,053	Ⅰ 流動負債	6,951
Ⅱ 固定資産	137,191	Ⅱ 固定負債	29,993
1 有形固定資産	36,184	負債合計	36,944
2 無形固定資産	3,604	純資産の部	
3 その他の資産	97,403	科目	金額
		Ⅰ 資本金	28,456
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	102,844
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	131,300
資産合計	168,244	負債・純資産合計	168,244

様式４－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　　医療法人　拓真会
所在地　　滋賀県守山市梅田町15番7号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和7年8月1日　　至　令和8年7月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	184,886
２　事業費用	198,399
本来業務事業利益	△ 13,513
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	0
２　事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 13,513
Ⅱ　事業外収益	188
Ⅲ　事業外費用	0
経常利益	△ 13,325
Ⅳ　特別利益	0
Ⅴ　特別損失	0
税引前当期純利益	△ 13,325
法人税等	185
当期純利益	△ 13,510

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　拓真会
理事長　塚本　哲也　　殿

私は、医療法人拓真会の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月３０日
医療法人　拓真会
監事　塚本　芳久